

長岡京市小規模企業おうえん融資保証料補給金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長岡京市内の小規模企業の経営安定と振興を図るため、本市の小規模企業者で京都府中小企業融資制度要綱に基づく小規模企業おうえん融資取扱要領（以下「おうえん融資制度」という。）により京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を得て融資を受けた者に対し、その融資に係る保証料について、この要綱の定めるところにより、補給金を交付するものとする。

(交付対象)

第2条 保証料補給金の交付を受けることができる者は、個人については次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとし、法人については次の各号のうち、第2号から第5号までの要件を満たすものとする。

- (1) 長岡京市内に住所を有するもの
- (2) 長岡京市内に事業所を有するもの
- (3) 長岡京市内で継続して6か月以上事業を営んでいるもの
- (4) 市税を完納しているもの
- (5) おうえん融資制度により融資を受けたもの

(交付額)

第3条 保証料補給金の額は、保証協会に支払った保証料の2分の1に相当する金額（当該2分の1に相当する金額が50,000円を超えるときは、50,000円）とする。

(交付申請)

第4条 保証料補給金の交付を受けようとする者は、長岡京市小規模企業おうえん融資保証料補給金交付申請書（第1号様式）に次の関係書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 市税の完納証明書
- (2) 住民票抄本（申請者が法人の場合は、商業登記簿履歴事項全部証明書の写し）
- (3) 保証料の支払いを証する書類（預金通帳の写し等）

2 交付対象期間は、保証料を支払った日の属する年度又は翌年度とする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、当該申請にかかる書類の審査及び必要な調査を行い、その適否を審査し、適当と認めるときは速やかに保証料補給金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補給金の請求及び支払い)

第6条 前条の交付決定通知を受けたものは、30日以内に保証料補給金請求書（第

3号様式)に次の書類を添付して市長に請求するものとする。

- (1) 銀行口座振込依頼書(第4号様式)
- (2) 保証料補給金交付決定通知書の写し

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、30日以内に請求者に支払うものとする。

(補給金の取消し等)

第7条 市長は、次の各号に該当するときは、補給金の交付の全部又は一部を取り消し、すでに支払った補給金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽、その他の不正手段によって補給金を受けたとき。
- (2) おうえん融資制度に違反したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行し、平成16年4月19日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年1月19日から施行する。